

千葉県報

定例
令和6年10月25日

主要目次

告示	一
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定	一
土地収用法に基づく事業の認定	一
道路区域の変更	二
道路の供用開始	三
教育委員会告示	三
博物館登録原簿の登録	三
教育委員会公告	三
令和六年度教育功労者名及び功績	三
特定調達公告	三
落札者等の公告	五

告示

千葉県告示第五百号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和六年十月二十九日から発生する。

令和六年十月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

夷隅東部加入区

千葉県告示第五百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和六年十月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 起業者の名称 木更津市

二 事業の種類 木更津市金田第一駐車場再整備事業

三 起業地

1 収用の部分 千葉県木更津市瓜倉字鯨及び字中宿地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十号第一号の要件への適合性

木更津市金田第一駐車場再整備事業（以下「本件事業」という。）は、木更津市が、道路の路面外に一般公共の用に供する自動車駐車場を整備する事業であり、法第三条第一号に掲げる駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十号第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十号第二号の要件への適合性

起業者である木更津市は、本件事業に要する経費について予算に計上し同市の議会の議決を経てきており、完成までの明確な計画の下に本件事業を進めていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十号第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十号第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件事業は、木更津市が、木更津市瓜倉字鯨及び字中宿地内の九、〇九一平方メートルの土地に一般公共の用に供する自動車駐車場を整備するものである。

東京湾アクアラインの接岸地である木更津市金田地区は、東の「木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業」と西の「木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業」（以下「金田西土地区画整理事業」という。）の二地区の区画整理事業により、千葉県の新たな玄関口として、高速バスターミナル、商業、業務、流通、文化及びレジャーなどの施設や多様なライフスタイルに対応した住宅地が調和した、多機能複合型の都市を目指し、整備が進められている。

先述した東と西の二地区の区画整理事業のうち、金田西土地区画整理事業については千葉県を施行者とし、平成十年十月の事業認可公告により事業が開始され、令和八年度末の事業完了に向けて、現在施行中となっている。また、金田西土地区画整理事業地内では、令和二年の大型商業施設の立地に始まり、今後商業・医療系の複合施設の立地が予定されるなど、更なるにぎわいが予想される。

そこで、高速バス利用者等の利便性の向上を図ることを目的として、木更津金田バスターミナル（以下「バスターミナル」という。）が整備された。当該バスターミナルは、タクシー、路線バス、自動車や自転車といった様々な交通手段の接続が行われる交通結節点としての機能を有しており、また、南房総地域から主に東京、横浜といった都心部への高速バスが数多く乗り入れるようになったことで、南房総地域から都心へのアクセスの向上による定住促進や企業誘致、観光振興等の地域振

興につながっている。

さらに、平成十六年十二月、バスターミナルを利用して自家用車から高速バスに乗り換えて都内へ通勤する方を想定した木更津市金田第一駐車場を整備し、これにより都内への公共交通機関による通勤経路が確保されている。

しかし、既存の駐車場は、金田西土地区画整理事業の計画に定める区画道路の支障物件となっており、現在除却工事が行われている。引き続き都内への公共交通機関による通勤経路を確保するため、金田西土地区画整理事業の施行者である千葉県と協議した結果、補償として仮設駐車場が設置され、現在は仮設駐車場で運営を行っているが、仮設駐車場の用地は令和七年十月までしか使用許可されていない。その後も都内への公共交通機関による通勤経路を確保するためには、新たな駐車場を令和七年十月までに整備する必要がある。そこで、本件事業により新たな駐車場を整備することで、自家用車を駐車場に停め、バスターミナルから高速バスに乗り換えることが可能となり、引き続き、自家用車から高速バスに乗り換えて都内へ通勤する方の通勤経路を確保することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）に基づく環境影響評価の対象外事業である。

本件事業が生活環境へ与える影響については、起業地の近くには住宅地がないため騒音の問題もないことから、軽微であると考えられる。

本件事業が動植物へ与える影響については、本件起業地には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に該当する種等の希少動植物の生息情報は確認されていないため、軽微であると考えられる。

また、起業地は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、木更津市金田第一駐車場からバスターミナルまでの移動時間を考慮して四案が検討されているところ、申請起業地はバスターミナル待合所までの移動距離が候補地の中で最も短く利便性に優れていること、大規模造成が不要なので工事費を抑えられること、木更津市の各種政策との整合性がとれていること等から、申請された案が最も合理的であると考えられる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益と

を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものであり、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたとおり、仮設の駐車場の使用期限は令和七年十月までであり、引き続き自家用車から高速バスに乗り換えて都内へ通勤する方の通勤経路を確保するためには、本件施設を早期に整備し十分な駐車可能台数を切れ目なく確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に全面的かつ恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所 木更津市都市整備部市街地整備課

千葉県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年十月二十五日から三週間、縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐倉市角来字 野谷一、四三	前	七・八五メートルから 一〇・五九メートルまで	四八・五〇メートル

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百九十六号

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

九番一地先から新臼井田二六六番三地先まで		後	一〇・三二メートルから二四・〇九メートルまで	四八・五〇メートル
----------------------	--	---	------------------------	-----------

千葉県告示第五百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年十月二十五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年十月二十五日から三週間、縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

路線名	供用開始の区間	千葉県知事 熊谷 俊人
一般国道二百九十六号	佐倉市角来字野谷一、四三九番一地先から新臼井田二六六番三地先まで	

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和六年十月二十五日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子			
登録記号番号	設置者の名称及び住所	博物館の名称及び所在地	登録年月日
第四号	木更津市 木更津市富士見一丁目二番一号	木更津市郷土博物館金のすず 木更津市太田二丁目一六番二号	令和五年十二月二十八日

教育委員会公告

令和六年度教育功労者名及び功績

千葉県教育委員会表彰規程（昭和三十五年千葉県教育委員会規則第十号）第四条第一項の規定により、令和六年度教育功労者を次のとおり決定した。

令和六年十月二十五日

教育功労者名	功績
千葉県教育委員会教育長	冨塚 昌子

習志野市教育委員会教育長	小熊 隆	教育行政に貢献
前八千代市教育委員会教育長	小林 伸夫	教育行政に貢献
八千代市教育委員会委員	石井 伸一	教育行政に貢献
南房総市教育委員会委員	庄司 美佳	教育行政に貢献
元市原市教育委員会委員	洞 厚子	教育行政に貢献
千葉県教育庁教育振興部長	荒金 誠司	教育行政に貢献
柏市立柏第一小学校学校医	池松 武臣	児童生徒の健康管理に貢献
柏市立田中小学校学校医	阿部 正視	児童生徒の健康管理に貢献
銚子市立本城小学校学校医	安藤 克仁	児童生徒の健康管理に貢献
いすみ市立大原小学校学校医	齋藤 正敏	児童生徒の健康管理に貢献
市原市立養老小学校学校医	大木 美秀	児童生徒の健康管理に貢献
千葉市立稲毛第二小学校学校医	細山 公子	児童生徒の健康管理に貢献
市川市立須和田の丘支援学校学校医	小坂 弘道	児童生徒の健康管理に貢献
千葉県立八千代特別支援学校 学校歯科医	佐藤 英世	児童生徒の健康管理に貢献
東金市立正気幼稚園学校歯科医	堤 正広	児童生徒の健康管理に貢献
松戸市立横須賀小学校学校歯科医	横山 英雄	児童生徒の健康管理に貢献
野田市立尾崎小学校学校歯科医	牧 寿次	児童生徒の健康管理に貢献
佐倉市立根郷小学校学校歯科医	長島 聖司	児童生徒の健康管理に貢献
元千葉市立越智小学校学校歯科医	馬場 俊郎	児童生徒の健康管理に貢献
元成田市立西中学校学校歯科医	永井 和広	児童生徒の健康管理に貢献
船橋市立若松小学校学校薬剤師	市原 容子	児童生徒の健康管理に貢献
千葉県公立学校職員健康審査会委員	猪狩 英俊	学校職員の健康管理に貢献
千葉県美術会常任理事	清野 一郎	芸術文化の振興に貢献
千葉県美術会常任理事	佐藤 美和子	芸術文化の振興に貢献
千葉県写真連盟副会長	藤井 弘	芸術文化の振興に貢献
千葉県吟剣詩舞道総連盟理事長	石井 桃苑	芸術文化の振興に貢献
元千葉県文化財保護審議会会長	松田 誠一郎	文化財の保護に貢献
千葉県指定無形文化財保持者	京増 重利	文化財の保護に貢献
大多喜町文化財審議会会長	梶原 正方	文化財の保護に貢献
千葉県能楽連盟		芸術文化の振興に貢献
長柄歴史同好会		文化財の保護に貢献
山倉の鮭祭り保持団体 山倉区		文化財の保護に貢献
元千葉県高等学校PTA連合会会長	武藤 弘晃	社会教育の振興に貢献

元千葉県ユネスコ連絡協議会会長			吉崎晴子	社会教育の振興に貢献
元千葉県子ども会育成連合会理事			山口周作	社会教育の振興に貢献
銚子市公正図書館				社会教育の振興に貢献
千葉県立京葉工業高等学校校長			大岡正和	学校教育に貢献
千葉県立船橋高等学校校長			風戸正	学校教育に貢献
千葉県立東葛飾高等学校校長			稲川一男	学校教育に貢献
千葉県立柏陵高等学校校長			後藤光康	学校教育に貢献
千葉県立佐倉高等学校校長			谷口哲也	学校教育に貢献
千葉県立銚子商業高等学校校長			宮内輝久	学校教育に貢献
千葉県立長生高等学校校長			河野安勝	学校教育に貢献
千葉県立安房高等学校校長			早川貴英	学校教育に貢献
千葉県立木更津東高等学校校長			島崎一広	学校教育に貢献
千葉県立市原八幡高等学校校長			武富恒徳	学校教育に貢献
千葉県立千葉豊学校校長			松田厚	学校教育に貢献
千葉県立袖ヶ浦特別支援学校校長			伊藤康弘	学校教育に貢献
千葉県立特別支援学校			小倉京子	学校教育に貢献
市川大野高等学校校長				
千葉県立千葉商業高等学校事務主幹			岡本恵利	学校教育に貢献
千葉県立君津高等学校事務主幹			角田良一	学校教育に貢献
習志野市立大久保小学校校長			本間美奈子	学校教育に貢献
船橋市立小栗原小学校校長			小林努	学校教育に貢献
市川市立中山小学校校長			奥田淳	学校教育に貢献
浦安市立浦安小学校校長			臼井基之	学校教育に貢献
浦安市立東小学校校長			丸山恵美子	学校教育に貢献
我孫子市立我孫子第一小学校校長			榊原憲樹	学校教育に貢献
鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷小学校校長			飯塚博文	学校教育に貢献
四街道市立中央小学校校長			長谷川由美子	学校教育に貢献
白井市立大山口小学校校長			和地滋巳	学校教育に貢献
匝瑺市立八日市場小学校校長			杉倉孝夫	学校教育に貢献
東金市立鵜嶺小学校校長			中田邦明	学校教育に貢献
山武市立松尾小学校校長			高野隆博	学校教育に貢献
芝山町立芝山小学校校長			根本敦	学校教育に貢献
茂原市立豊田小学校校長			長谷川雄二	学校教育に貢献
茂原市立茂原小学校校長			伊藤信博	学校教育に貢献

特 定 調 達 公 告	木更津市立真舟小学校校長	北岡由佳	学校教育に貢献
	富津市立富津小学校校長	鈴木規幸	学校教育に貢献
	袖ヶ浦市立長浦小学校校長	平川真	学校教育に貢献
	市原市立清水谷小学校校長	国分雅彦	学校教育に貢献
	千葉県立新宿小学校校長	栗和田耕	学校教育に貢献
	習志野市立第二中学校校長	蓮一臣	学校教育に貢献
	習志野市立第七中学校校長	木下初恵	学校教育に貢献
	船橋市立七林中学校校長	仲臺和浩	学校教育に貢献
	市川市立第一中学校校長	鈴木康治	学校教育に貢献
	流山市立南流山中学校校長	宮本信一	学校教育に貢献
	成田市立西中学校校長	藤崎修治	学校教育に貢献
	白井市立大山口中学校校長	榊原正策	学校教育に貢献
	東金市立東金中学校校長	大矢孝之	学校教育に貢献
	大網白里市立増穂中学校校長	大木正之	学校教育に貢献
	鴨川市立安房東中学校校長	岡野美智代	学校教育に貢献
	市原市立八幡中学校校長	立野雅史	学校教育に貢献
	市原市立若葉中学校校長	北森功	学校教育に貢献
	千葉市立緑町中学校校長	吉田悦子	学校教育に貢献
	千葉県立茂原高等学校		学校教育に貢献
	千葉県立市原八幡高等学校		学校教育に貢献
	千葉県立安房特別支援学校		学校教育に貢献
	千葉県立市原特別支援学校		学校教育に貢献
	船橋市立葛飾小学校		学校教育に貢献
	松戸市立八ヶ崎小学校		学校教育に貢献
	四街道市立山梨小学校		学校教育に貢献
	印西市立原山小学校		学校教育に貢献
	大網白里市立増穂小学校		学校教育に貢献
	千葉県立都賀小学校		学校教育に貢献
	千葉県立金沢小学校		学校教育に貢献
	船橋市立葛飾中学校		学校教育に貢献
	白子町立白子中学校		学校教育に貢献
	勝浦市立勝浦中学校		学校教育に貢献
	千葉市立加曽利中学校		学校教育に貢献

「この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。」

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年10月25日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

〔掲載順序〕

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①超電導磁気共鳴診断装置 一式 ②千葉県こども病院事務局 千葉市緑区辺田町579番地の1 ③令和6年8月14日 ④グリーンホスピタルプライ株式会社 東京都中央区八重洲一丁目4番16号 ⑤224,950,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年7月2日

購読料
本号
一部
一八円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八